

議会のしくみ

・ 定例会と臨時会

町議会は、年4回（3月・6月・9月・12月）定期的に開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

地方自治法により町長が議会を召集し、議員の半数以上が議場に出席すると議会が開かれます。

・ 定例会の一般的な流れ

第1日	本会議	開会・請願等委員会付託・提案・説明
第2日	休会	議案の調査
第3日	休会	議案の調査
第4日	本会議	一般質問
第5日	本会議	議案に対する質疑
第6日	委員会	予算・決算・所管事項・請願などの審査
第7日	委員会	予算・決算・所管事項・請願などの審査
第8日	休会	
第9日	本会議	委員長報告・討論・採決・閉会

・ 会期

議会は常時開かれていて活動するものではなく、町長の招集によって議会活動が始まり、一定の期間が過ぎると活動を終えるものです。この期間を会期といいます。

会期は、各議会の初日に、議長が会議に諮って決めます。

・ 本会議

議員全員が議場に集まって議案などを審議し、最終的な意思決定を行う重要な会議です。また、議員は、定例会においてのみ一般質問が認められ、町の施策や行政全般に渡る事務の執行状況などについて、質問することができます。

・ 委員会

町の仕事は、範囲が広く、内容も複雑になっているため、専門的、効率的に審査が行えるように委員会が設置されます。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があり、常任委員会は、町の仕事を複数に分けて、関係する議案や請願などを審査します。

議会運営委員会は、議長の諮問に応じ、会議の円滑な運営方法などについて、話し合いを行います。また、特別委員会は、必要に応じて設置されます。